

平成28年熊本地震被災施設整備等対策 実施要領の制定について

28食産第878号
28生産第395号
28政統第282号
平成28年5月18日
食料産業局長
生産局長
政策統括官通知

この度、平成28年熊本地震被災施設整備等対策実施要領を別紙のとおり定めたので、御了知の上、本対策の円滑な実施に御配慮願いたい。

平成28年熊本地震被災施設整備等対策実施要領

第1 趣旨

平成28年熊本地震の影響により、被災地域で共同利用施設や卸売市場施設等に大きな被害が発生しており、国産農畜産物の安定供給や農業生産の継続、農畜産物の出荷及び卸売市場の取引に大きな影響を及ぼしている。

これらの被災地域における農業生産基盤の回復、産地の体質強化及び卸売市場機能の回復を図るためには、被災地域の共同利用施設や卸売市場施設の整備等を支援する必要がある。

このため、強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第3の2のただし書による緊急対策として、被災地域における共同利用施設や卸売市場施設の整備等を支援するため、平成28年熊本地震被災施設整備等対策（以下「本対策」という。）を実施するものとする。

第2 対策の内容

本対策は、平成28年熊本地震により共同利用施設や卸売市場施設等が被災した地域において行う、以下の1及び2に掲げる取組を支援するものとする。

1 共同利用施設等の整備

（1）対象施設等

支援対象とする共同利用施設等は以下のアからエまでに掲げるものとし、共同利用施設等の補助対象基準は、強い農業づくり交付金実施要領（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産省大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長通知。以下「強い農業づくり要領」という。）の - 1 の第2の5の規定を準用するものとする。

なお、イの（イ）については、牧場利用の再編成（公共牧場の効率的及び広域的利用、公共牧場間の業務分担等）の有無を、エの（キ）については、乳業の再編合理化（工場廃棄等）の有無を問わないものとする。

ア 耕種作物小規模土地基盤整備

（ア）ほ場整備

（イ）園地改良

（ウ）優良品種系統等への改植・高接

（エ）暗きょ施工

（オ）土壌土層改良

イ 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備

（ア）飼料作物作付条件整備

（イ）放牧利用条件整備

（ウ）水田飼料作物作付条件整備

ウ 耕種作物共同利用施設整備

（ア）共同育苗施設

（イ）乾燥調製施設

（ウ）穀類乾燥調製貯蔵施設

- (エ) 農産物処理加工施設
- (オ) 集出荷貯蔵施設
- (カ) 産地管理施設
- (キ) 用土等供給施設
- (ク) 農作物被害防止施設
- (ケ) 農業廃棄物処理施設
- (コ) 生産技術高度化施設
- (サ) 種子種苗生産関連施設
- (シ) 有機物処理・利用施設

エ 畜産物共同利用施設整備

- (ア) 畜産物処理加工施設
- (イ) 家畜市場
- (ウ) 家畜飼養管理施設
- (エ) 自給飼料関連施設
- (オ) 家畜改良増殖関連施設
- (カ) 畜産周辺環境影響低減施設
- (キ) 乳業工場(強い農業づくり要領 の - 2 の第 1 の 6 (1) 及び (2) の施設をいう。以下同じ。)

(2) 対象とする取組

この取組においては、

ア 特定共同利用施設(受益農家が 5 戸以上の施設であって、(1) のウ又はエに掲げる施設と同様の機能を有する施設をいう。以下同じ。)が被災した場合の補修・修繕・再取得、特定共同利用施設以外の農業生産施設(パイプハウス等)が被災した場合の新たな共同利用施設の整備等(以下「再整備」という。)

イ アの共同利用施設の新たな整備に伴う、被災した特定共同利用施設の全部又は一部の解体・撤去・廃棄及び当該施設用地の再造成等(以下「解体等」という。)

に係る費用について支援するものとする。

また、特定共同利用施設以外の施設が被災した場合の解体等については、当該施設が存在していた区域に新たに共同利用施設を整備する場合であって、当該共同利用施設の整備に直接必要となる解体等に係る費用のみを支援するものとする。

2 卸売市場施設の整備

この取組においては、地方卸売市場の施設が被災した場合の整備又は解体等に係る費用及び当該施設用地の再造成費等について支援するものとし、支援対象とする卸売市場施設及び施設内容は、別表のとおりとする。

なお、当該整備に伴う市場再編等(県卸売市場整備計画において地域拠点市場として位置づけられる上で必要な、他の地方卸売市場との統合又は他の卸売市場との連携した集荷・販売活動若しくは産地・実需者と連携した集荷・販売活動をいう。)の有無は問わないものとする。

第3 事業の実施基準等

- 1 共同利用施設等の整備
別紙1のとおりとする。
- 2 卸売市場施設の整備
別紙2のとおりとする。

第4 事業の対象となる地域

本事業の対象とする地域は、平成28年熊本地震の影響により、農畜産業共同利用施設や卸売市場等に大きな被害を受け、その機能の一部又は全部が機能不全となっている施設等が存在する福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県内の地域とする。

第5 上限事業費

本対策においては、整備する施設について上限事業費を設定しない。

第6 成果目標の基準

要綱第3の4の(1)の成果目標の基準は、本対策においては次に掲げるとおりとする。

政策目的	内容	達成すべき成果目標の基準
産地競争力の強化	平成28年熊本地震により、農業生産に被害を受けた地域における共同利用施設の整備等	被災前に比べて農畜産物の生産量(飼養頭数等)若しくは生産額が増加又は単位面積当たりの生産コスト、流通コスト若しくは労働時間が縮減
食品流通の合理化	平成28年熊本地震により、被災した卸売市場施設の整備等	円滑な市場取引を確保するための熊本地震により被災した施設の機能復旧

第7 目標年度

要綱第3の4の(2)の成果目標の目標年度は、本対策においては、事業実施年度の翌々年度とする。

ただし、第2の1の(2)のアの(ウ)の取組のうち、果樹については8年以内、茶については7年以内とし、畜産物については6年以内とする。

第8 交付金の配分基準

事業実施計画について、以下の表に基づき算定したポイントの高い順に並べ、予算の範囲内でポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を県ごとに合計し、当該合計額を交付金として配分する。

政策目的	達成すべき成果目標基準	ポイント
産地競争力の強化	被災前に比べて農畜産物の生産量（飼養頭数等）若しくは生産額が増加又は単位面積当たりの生産コスト、流通コスト若しくは労働時間が縮減 （注１）生産量、生産額については、農作物の作付が困難な農地及び被災前と同じ農作物の作付が困難な農地がある場合には、被災前の生産量、生産額から当該農地分を控除して評価できるものとする。 （注２）生産額については、他品目への転換がある場合は、転換後の品目の生産額と合計で評価できるものとする。	以下の から までのいずれかを選択するものとする。 被災前に比べて農畜産物の生産量（飼養頭数等）を１％以上増加 12％以上・・・・・・・・５ポイント 9％以上・・・・・・・・４ポイント 6％以上・・・・・・・・３ポイント 3％以上・・・・・・・・２ポイント 1％以上・・・・・・・・１ポイント 被災前に比べて農畜産物生産額を１％以上増加 12％以上・・・・・・・・５ポイント 9％以上・・・・・・・・４ポイント 6％以上・・・・・・・・３ポイント 3％以上・・・・・・・・２ポイント 1％以上・・・・・・・・１ポイント 被災前に比べて単位当たりの農畜産物の生産コスト、流通コスト又は労働時間を１％以上縮減 12％以上・・・・・・・・５ポイント 9％以上・・・・・・・・４ポイント 6％以上・・・・・・・・３ポイント 3％以上・・・・・・・・２ポイント 1％以上・・・・・・・・１ポイント 上記の から までに加え、以下のポイントを加算できるものとする。 被災した施設が特定共同利用施設である ・・・・・・・・５ポイント
食品流通の合理化	被災した施設の機能復旧	被災した施設に対して100％復旧 ・・・10ポイント

第9 その他

- 1 第2の1の(1)のウの耕種作物共同利用施設整備の(コ)の生産技術高度化施設のうち高度環境制御栽培施設及びエの畜産物共同利用施設については、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に基づく農用振興地域の農用地区域及び生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条第1項に基づく生産緑地地区以外を主たる受益地とすることができる。
- 2 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設又は集出荷貯蔵施設を再整備する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとする。
- 3 本対策においては、要綱第4の2及び3の「別紙様式1号」に代えて、本要領の「別紙様式1号」を提出するものとする。
- 4 本対策においては、要綱第7の3及び第8の2の「別紙様式2号」に代えて、本要領の「別紙様式2号」を提出するものとする。
- 5 第2の1の共同利用施設の整備において、再編合理化を行う場合は、強い農業づくり要領の - 2の規定を準用するものとする。ただし、交付率及び事業の実施基準、採択要件並びに上限事業費等、本要領に定めのあるものについては、強い農業づくり要領の - 2の規定を準用しない。
- 6 本対策においては、平成28年4月14日以降に着手した第2に掲げる事業を補助対象とすることができる。この場合にあっては、本要領別紙様式1号の備考欄に着手日を記入するものとする。また、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は、自らの責任とすることを了知した上で行うものとする。

ただし、他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは本対策の交付の対象外とする。
- 7 本対策の実施に当たっては、「強い農業づくり交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」(平成17年4月1日付け16生産第8263号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知(以下「事務取扱」という。))を適用するものとする。

ただし、事業の着手に係る取扱いについては、6によるものとし、事務取扱の第1の5の規定は適用しないものとする。
- 8 本対策により整備した施設については、再度、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得等が可能となるよう国の共済制度に確実に加入するものとし、国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等に積極的に加入するものとする。

附 則

この通知は、平成28年5月18日から施行し、平成28年4月14日以後の事業実施主体が行う取組について適用する。

共同利用施設等整備の実施基準等

1 実施基準

強い農業づくり要領 の - 1 の第 2 の 1 の (2) (3) (5) から (8) (ただし、新品、新築又は新設を原則としない。)(11) から (16) まで、(20) から (23) まで及び - 2 の第 2 の 1 の (1) (3) (4) (6) から (9) (11) (13) (14) に規定するものとする。

また、平成28年熊本地震により被災した特定共同利用施設の補修及び修繕（附帯施設のための補修及び修繕を含む。）を実施できるものとする。これらの場合、耐震補強工事を併せて行うことができるものとする。

2 事業実施主体

本対策の事業実施主体は、以下のとおりとする。

- (1) 県
- (2) 市町村
- (3) 農業協同組合連合会
- (4) 農業協同組合
- (5) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）
- (6) 土地改良区
- (7) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第 1 項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）
- (8) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第 2 条第 3 項に規定する法人をいう。以下同じ。）
- (9) 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第23条第 4 項に規定する団体をいう。以下同じ。）
- (10) その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体とする。）
- (11) 強い農業づくり要領 - 1 の第 2 の 2 の (3) の市場関係者（ただし、野菜の取組を対象とした、産地管理施設の整備に限るものとする。）
- (12) 事業協同組合連合会及び事業協同組合
- (13) 食品事業者（大豆製品又は茶製品の製造又は製造小売（以下「製造等」という。）を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合に限る。）
- (14) 強い農業づくり要領 - 1 の第 2 の 2 の (5) の中間事業者（国産原材料サプライチェーン構築の取組を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、種子種苗生産関連施設及び畜産物処理加工施設の整備に限るものとする。）
- (15) 強い農業づくり要領 - 1 の第 2 の 2 の (6) の流通業者（青果物広域流通システム構築の取組を対象とした集出荷貯蔵施設の整備に限るものとする。）
- (16) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人（畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター、食鳥処理施設及び鶏卵処理施設並びに家畜

市場の整備に限るものとする。)

(17) 乳業再編協議会(乳業工場の整備に限るものとする。)

(18) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、これらの者が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数である団体

(19) 県知事が地方農政局長等と協議して認める団体(以下「特認団体」という。)

3 採択要件等

(1) 受益農家及び事業参加者が原則として5戸以上であること。

ただし、知事が特に必要と認める場合にあっては、受益農家及び事業参加者が3戸以上であれば事業実施主体として認めることができる。

なお、事業参加者については、原則として被災共同利用施設等を所有又は利用していた者、共同利用施設以外の被災生産施設を所有又は利用していた者とする。

また、次のいずれかの場合にあっては、事業参加者が3戸未満であっても事業実施主体として認めることができる。なお、イ又はウの場合にあっては、事業実施主体は、事業実施計画に別記様式1号の事業実施主体要件適合確約書(特定農業法人用又は農業生産法人用)を添付するものとする。

ア 2の(7)農事組合法人又は(8)農事組合法人以外の農地所有適格法人であって、次の要件を全て満たすものとする。

(ア) 原則として5戸以上の一般の農家の利用が確実な施設であること。

(イ) 整備を行う者が、人・農地プランに位置づけられた中心経営体又は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第4条に規定する農地中間管理機構から農地を借り受けている者であり、常時雇用農業者数が原則として5人以上であること。

(ウ) 施設の利用料金について、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定されること。

(エ) 青色申告により確定申告を行っていること。

イ 事業の実施計画策定時に、特定農業法人(基盤強化促進法第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。)であって、次の要件を全て満たすものであること。

なお、(ウ)及び(エ)の目標年は、事業実施年度からおおむね3年後とする。

(ア) 本事業終了後5年間引き続き特定農業法人であるか、基盤強化促進法第23条第4項の農用地の利用の集積を行うこと。

(イ) 特定農用地利用規程(基盤強化促進法第23条第4項に規定する農用地利用規程をいう。以下同じ。)の農用地の利用の集積目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

(ウ) 特定農用地利用規程の区域内で生産する農畜産物の取扱高が当該法人が生産する農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

(エ) 当該法人の行う農業に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその

達成のためのプログラムが設定されていること。

ウ 事業の実施計画策定時に、地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会が構成員となっており、かつ、これらの者が議決権又は出資総額の過半を占めている農業生産法人であって、次の要件を全て満たすものであること。

なお、(イ)及び(ウ)の目標年は、事業実施年度からおおむね3年後とする。

(ア) 離農希望者又は営農を中止する者からその所有する農用地、機械、施設等の経営資産を継承して欲しい旨の申出があった場合に、当該法人がその経営資産を継承すること。

(イ) 当該法人の事業の受益区域内で生産する農畜産物の取扱高が当該法人が生産する農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

(ウ) 当該法人の行う農業に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

(2) 2の(17)の乳業再編協議会(以下「協議会」という。)は、次の要件をすべて満たすものとする。

ア 県、農業関係機関、生産者団体、本事業に参加する乳業者、流通業者等により構成されていること。なお、県、生産者団体及び本事業に参加する乳業者は必須の構成員とする。

イ 事務手続を適正かつ効果的に行うため、協議会の代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者等を明確にした運営等に係る規約(以下「協議会規約」という。)が定められていること。

ウ 協議会規約において、一つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(3) 乳業工場を整備する場合の補助対象は、強い農業づくり要領 - 2の第2の5の(3)のアの(イ)に掲げるものとする。

(4) 第6に定める成果目標を満たしていること。

(5) 強い農業づくり要領 の - 1の第2の4の(6)に定める面積要件等を満たしていること。

(6) 強い農業づくり交付金及び農業・食料産業競争力強化支援事業における費用対効果分析の実施について(平成17年4月1日付け16生産第8452号農林水産省総合食料局長、農林水産省生産局長、農林水産省経営局長通知)による費用対効果分析を実施し、投資効率等を充分検討するものとする。

ただし、施設の機能向上を伴わない現状復旧等のために実施する場合は、費用対効果分析の対象外とする。

4 交付率

交付率は、1/2以内とする。

ただし、助成対象施設が園芸施設共済の加入対象施設である場合の国の交付額は、次のとおりとする。

ア 再整備

- (ア) 助成対象施設が園芸施設共済に加入している場合には、当該助成対象施設ごとに助成対象となる事業に要する経費に2分の1を乗じて得た額から、園芸施設共済のうち特定園芸施設及び附帯施設の支払共済金に2分の1を乗じて得た額を控除して得た額とする。
- (イ) 助成対象施設が園芸施設共済に加入していない場合には、当該助成対象施設ごとに助成の対象となる事業に要する経費に10分の4を乗じて得た額とする。

イ 解体等

- (ア) 助成の対象となる解体等施設ごとに助成対象となる事業に要する経費に2分の1を乗じて得た額とする。
- (イ) 助成の対象となる解体等施設が園芸施設共済に加入している場合には、(ア)の助成金の額から園芸施設共済のうち撤去費用に係る支払共済金に2分の1を乗じて得た額を控除して得た額とする。

卸売市場施設整備の実施基準等

1 実施基準

平成28年熊本地震により被災した卸売市場施設の機能復旧を目的とした整備等を実施できるものとし、市場機能が被災前に比べ概ね同程度以上に回復することが見込まれるものとする。

2 事業実施主体

本対策の事業実施主体は、以下のとおりとする。

- (1) 地方公共団体（平成28年熊本地震により被災した地方卸売市場の開設者に限る。）
- (2) 平成28年熊本地震により被災した地方卸売市場の卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者で構成する団体であって、中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された事業協同組合又は協同組合連合会
- (3) 民間事業者（平成28年熊本地震により被災した地方卸売市場の卸売業者、仲卸業者、売買参加者及び関連事業者等）

3 採択要件

本対策は、以下に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 明らかに設計の不備又は工事の施工の疎漏に基因して生じたものと認められる災害にかかわるものに該当しないこと。
- (2) 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害にかかわるものに該当しないこと。

4 交付率

交付率は、事業費の 1 / 3 以内とする。

ただし、熊本県内の地域拠点市場における卸売場施設及び仲卸売場施設に係る整備の場合にあっては、1 / 2 以内とする。

別表

第２の２に掲げる交付対象施設及び施設内容は、以下のものとする。

交 付 対 象 施 設	施 設 内 容
(１) 売場施設	卸売場施設、仲卸売場施設及び買荷保管・積込所施設
(２) 貯蔵・保管施設	倉庫施設及び冷蔵庫施設
(３) 駐車施設	駐車場
(４) 構内舗装	売場施設等()と一体的に行う舗装
(５) 搬送施設	輸送、搬送のために必要な施設
(６) 衛生施設	じんあい、汚水等の廃棄物の処理等に必要な施設
(７) 食肉関連施設	強い農業づくり要領 の第３の２の(７)に定める施設であつてと畜場法第４条第１項の規定により県知事が設置を許可した施設に係るもの
(８) 情報処理施設	せり機械施設及び入荷量等表示設備
(９) 市場管理センター	管理事務、業者事務に資する施設
(10) 加工処理高度化施設	小分け処理施設、包装処理施設等加工処理を高度に行うことによって小売支援機能が付与される施設
(11) 総合食品センター機能付加施設	その存在により市場機能の充実・便益の提供等が図られ、卸売市場としての付加価値の向上、総合食品センター機能の強化に資することとなる関連事業施設
(12) 附帯施設	売場施設等()と一体整備する電気通信設備、給排水設備、冷暖房設備及びガス設備
(13) 上記施設の施設内容に準ずる施設	交付対象施設の欄の上記の施設に掲げる施設内容に準ずる施設であつて、市場機能の向上を図る上で特に必要であると県知事が認める施設

() 売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、加工処理高度化施設、総合食品センター機能付加施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設